

住民税均等割のみ課税世帯等の皆さまへ

均等割のみ課税世帯支援給付金のご案内 (10万円/1世帯)

受給には手続きが必要です

- 均等割のみ課税世帯支援給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割のみ課税世帯等を支援する給付金です。
- 給付金を受け取るためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

市が確認書(または申請書)を受理した日から、おおむね3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

- ・ **世帯全員が令和5年度 住民税均等割のみ課税の世帯**
 - ・ **住民税均等割のみ課税者と住民税非課税者の世帯**
- ※ただし、住民税が課税の方の扶養親族等のみからなる世帯を除く



令和5年12月1日時点で
下妻市に住民登録がある世帯に確認書を送付しますので、
必ず返送してください。 ※一部申請が必要な場合があります

詳しくは裏面へ

【返送・申請期限】 令和6年6月14日（金） ※必着

支給手続きの詳細は裏面をご確認ください。



給付金の支給手続き

①世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から下妻市にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、下妻市から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認し、必要事項を記入のうえ**返送してください**

【確認事項】

- ◎ 記載された内容（給付金振込口座など）に誤りがないか



②世帯の中に、令和5年1月2日以降に下妻市に転入した方がいる場合（令和5年1月2日以降の海外からの転入者がいる場合は対象外）

- 給付金を受け取るには、**申請が必要です**
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と合わせて担当課窓口（福祉課）に、直接または郵送でご提出ください。



給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などを語る不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



この給付金に関するお問い合わせ

下妻市役所 福祉課 福祉総務係

給付金担当窓口

☎ 0296 - 43 - 8249

受付時間 平日8:30~17:15